

## 身体的拘束適正化のための指針(第2版)

法人名：合同会社ひこうき雲

事業所名：重症心身障がい児支援 ひこうき雲

事業所名：ひこうき雲 伊奈

事業所名：ひこうき雲 上尾南

## 1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

### (1) 法人としての理念

#### ①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。我々は児童一人一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

#### ②身体的拘束に該当する具体的な行為

<参考>禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

#### ③目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると判断された場合、保護者への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も児童の態様や療育の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

### (2) 法人としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

#### ①児童の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。

児童一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

#### ②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

管理者・児発管・児童指導員・看護担当職員等が率先して施設内外の研修に参加するなど、法人全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、障害に伴う行動・心理状態について事業所全体で習熟に努めます。

#### ③身体的拘束適正化のため保護者と話し合います。

児童本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、対応を一緒に考えます。

## 2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。実施の細部は、身体拘束排除マニュアルのとおり。

### 3 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

#### (1) 3要件の確認

- ・切迫性(児童本人又は他の児童の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する療育方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

#### (2) 要件合致確認

児童の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会にて定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

#### (3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に保護者へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

### 4 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や児童の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

### 5 保護者等による本指針の閲覧

本指針は、チャットワークに掲載し、全ての職員が閲覧を可能とするほか、保護者が閲覧できるように施設SNS等へ掲載します。

### 附則

令和4年4月1日施行

令和5年8月1日(新事業所(ひこうき雲 上尾南)の追加